

## 処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年介護報酬改定にともない、従来の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、【処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること】という要件を満たしている必要があります。要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

### ①加算の取得状況について

当法人の加算の取得状況につきましては以下のサービスにより公表しております

介護サービス情報公表システム

介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

### ②処遇改善に関する具体的な取り組み内容（賃金以外）

（入職促進に向けた取組）

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

（資質の向上やキャリアアップに向けた支援）

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

（両立支援・多様な働き方の推進）

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

（腰痛を含む心身の健康管理）

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

（生産性向上のための業務改善の取組）

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

（やりがい・働きがいの醸成）

ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供